

平成25年度 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業 公募要領

平成25年3月15日
環境省 総合環境政策局 民間活動支援室

1. 事業の目的

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下、「法」という。)が平成24年10月に完全施行され、本年4月より完全実施となりますが、法に基づく協働取組を促進するためには、協定の締結や具体的取組などについて、参考となる先導的な事例を形成し、協働取組のノウハウを普及・共有することが重要です。

本事業は、民間団体、企業、自治体等の異なる主体による協働取組を実証するとともに、環境パートナーシップオフィス(以下「GEOC/EPO」という。)及び地方環境パートナーシップオフィス(以下「地方EPO」という。)が設置する「支援事務局」のアドバイスを受けつつ、協働取組のプロセスを明らかにし、協働取組を推進していくうえでの様々なノウハウや留意事項等を明らかにして、協働取組を行おうとする者の参考資料として共有することを目的としています。

2. 公募対象事業

全国を対象とした全国事業(2事業程度)と、特定の地域を対象とした地方事業(16事業程度)について協働取組の進行状況に合わせ、AタイプとBタイプに分けて応募します。(ともに委託事業(国費10/10))

Aタイプ: すでに一定程度の協働取組の実績はあるが、協働取組の成功事例にまで発展するまでの支援を要望する事業。

Bタイプ: 法に基づく協定等の締結や連携を超えた協働取組を展開するには至っておらず、支援を要望する事業。

全国事業: 2事業程度(請負額1事業あたり1000万円を上限)

地方事業: 16事業程度(請負額1事業あたり250万円を上限)

事業を実施するに当たって民間団体、企業、自治体等の異なる主体が、3者以上連携し、協定、規約、実施要領等に基づき、役割分担を明確にしてください。

本事業は、環境省による委託方式での実証事業であり、補助金や交付金ではありません。このため、事業のプロセスは、原則として全て公表します。

3. 公募対象者

- ア 環境関係の活動を行う団体(NPO法人、一般社団法人、一般財団法人等)
- イ 地域で環境保全に係る事業を行う協議会
- ウ その他法人で、国との請負契約者となりうる者

4. 実施期間

Aタイプ、Bタイプともに実施期間は平成26年3月までとします。
(取組状況により次年度の応募を妨げません。)

5. 採択の方法

書類選考により対象を絞った後、協働取組推進事業審査委員会による審査により採択事業を決定します。審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合があります。

なお、環境保全を目的としないもの、業務の主たる部分を一括して再委託するもののほか、本事業の趣旨に合わないものは、審査の対象としない場合があります。

6. 採択後に実施すべき取組

採択団体には、年間の協働取組カレンダー及び3カ年の中期計画を作成していただきます。

その上で、協働取組を行い、実際の事業で生じた課題や、当初の目標と結果との差異を分析し、協働取組のプロセスを明らかにするとともに、協働取組を推進していくうえでの様々なノウハウや留意事項等を明らかにしていただきます。

- ① 協働取組カレンダーの作成と3カ年の中期計画の策定
- ② ①に基づく協働取組の実施
- ③ 連絡会、報告会への参加（原則として本事業の責任者と他の組織担当者1名以上が参加すること）
- ④ 協働取組のプロセスを明らかにするとともに、協働取組を推進していくうえでの様々なノウハウや留意事項等をまとめた報告書の提出
- ⑤ 本事業終了後、策定した中期計画を用いて協働取組の推進を図るよう努めること

事業の実施及びとりまとめに際しては、支援事務局と連絡を密にし、定期的に状況を報告するとともに、各種照会やヒアリング等の要請があった場合には対応していただきます。

なお、協働取組に関与する自治体には、法第8条に基づく行動計画の策定や法第21条に基づく協定書等の締結が期待されます。

7. 応募書類及び提出方法

応募書類は、以下のとおり提出願います。

(1) 提出期限

平成25年4月26日(金)17時

(2) 提出方法

申請書一式(書面に限る。正1部、副4部、計5部。)を、事業実施地域を管轄する環境省の出先機関(全国事業は本省)の窓口まで提出してください。

あて先は「地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業 担当行」とし、封筒の表に、赤字で「平成25年度 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業 応募書類在中」と記してください。

【全国事業窓口】 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B1 階
環境省 民間活動支援室

【地方事業窓口】

- 北海道地域：（北海道）
〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3 階
北海道地方環境事務所
- 東北地域：（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6 階
東北地方環境事務所
- 関東地域：（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）
〒330-6018 さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
関東地方環境事務所
- 中部地域：（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、福井県、三重県）
〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2
中部地方環境事務所
- 近畿地域：（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル 8 階
近畿地方環境事務所
- 中国地域：（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
〒700-0907 岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎 11F
中国四国地方環境事務所
- 四国地域：（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
〒760-0023 香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6F
中国四国地方環境事務所 高松事務所
- 九州地域：（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
〒862-0913 熊本県熊本市東区尾ノ上 1-6-22
九州地方環境事務所

◎不明点等の問い合わせは、環境パートナーシップオフィスで受け付けます。

（平日 10：00～17：00 TEL：03-3406-5180 FAX：03-3406-5064 mail：kyoudou@geoc.jp）

（3）その他

- ・提出された応募書類等は返却しません。
- ・採択、不採択の結果については、確定後にお知らせします。
- ・提出いただいた応募書類等は、本事業以外の用途には使用しません。

8. 応募に当たっての留意事項

- （1）協働取組推進事業審査委員会での協議内容等を考慮し、事業の内容、事業費や実施体制等の変更を求める場合があります。
- （2）本事業は、地域における継続的・発展的な取組のモデルを構築し、事例やノウハウを明らかにすることを目的に委託するものです。したがって、本事業に係る経費支出は、各団体に対する補助金や助

成金ではないことに留意してください。

- (3) 本事業は、異なる主体が課題解決のために目的を共有する合意形成プロセスが必要なことから、合意形成の機会を定期的に設けつつ、事業を実施するものです。協議会などの会議や共通認識をもつためのイベント、セミナー等の開催を積極的に企画することが望ましいです。
- (4) 成果物の著作権は環境省に属することになりますが、採択団体は成果物の内容の全部、もしくはその一部を使用できるものとします。
- (5) 本事業の委託費は原則として事業完了後に支払います。ただし、中間報告と併せての分割払いは可能です。
- (6) 要望額については、以下により算出していただきます。

<経費の区分>

直接経費	人件費	事業に直接従事した者の人件費
	謝金	外部有識者等に支払う謝金 (応募様式⑤協働取組の体制構想に所属する者への謝金は対象外)
	旅費	事業実施に必要となる旅費 (連絡会の参加、外部有識者への旅費等。類似事例の視察は除く)
	消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、消耗部品等の使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象
	印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費 報告書にあっては、華美な装丁は不要
	通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費 通常事務のため契約しているインターネットの接続経費等は対象外
	借料及び損料	会場借料等
	会議費	会議時等の委員等の弁当代で、1人1日当たり、1,000円を目安とする会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上のこと
	賃金	事業に必要となるアルバイトの賃金
	雑役務費	翻訳料、文書浄書料等
	その他経費	その他事業を行うために必要な経費で、環境省が承認した経費
一般管理費		採択団体が事業実施のため事務局を運営するための経費(15%以内)
消費税		事業実施の際発生する経費毎の消費税の合計

<直接経費のうち対象とならない経費の例>

- ・退職金、ボーナスその他の各種手当
- ・机、椅子、複写機、PC等、請負対象者である団体で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ・事業期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない諸経費

<その他留意事項>

- ・会計法、予算決算及び会計令等の関係法令を遵守してください。
- ・採択が取り消された場合、それまでに支出した事業経費は当該団体が負担するものとします。
- ・支出明細が明らかになるよう、分別経理を行うとともに、領収書類を適切に保管し、支払い請求時に提示するものとします。

9. 本事業全体の支援体制

協働取組は、前述のとおり、全国支援事務局となる GEOC/EPO と、地方支援事務局となる地方 EPO・地方環境事務所と連携しながら進めていきます。

具体的には、「全国支援事務局」において、本事業を円滑に進めていくための専門家からなる協働取組推進委員会を設置し、事業の進捗状況や成果を客観的な視点から評価します。地方支援事務局は、協働取組が円滑に進められるよう全国支援事務局と連携し支援を行います。

事業の関係者は、それぞれ以下の役割を担うものとします。

採択団体	課題解決を目指す各主体による協議会等を設置し、支援事務局等の助言等の下で、事業を実施します。 (全国事業は全国支援事務局と連携、地方事業は地方支援事務局と連携)
協働取組推進事業 審査委員会	専門家から構成され、事業について、専門的立場から審査を行い、採択候補団体を選考します。
協働取組推進委員会	専門家から構成され、協働取組事業の進捗状況を点検するとともに、支援事務局からの依頼に応じてアドバイス等を行います。また、事業の評価を行います。
地方環境事務所	事業の契約主体として、当該地域ブロック内の事業について責任を有し、協働取組推進事業審査委員会の選考を基に採択団体の決定や進捗状況の監督等を行います。途中経過等の把握については地方 EPO と連携します。
地方 EPO	地方支援事務局として、当該地域ブロック内の事業について、協働団体の紹介やネットワークの構築等を含む必要な助言、指導を行います。
GEOC/EPO	全国支援事務局として①応募案件の選考、②全国事業について、ネットワークの構築等を含む必要な助言、指導、③地方事業について、地方支援事務局（地方 EPO）へのサポートを行います。民間活動支援室や協働取組推進委員会と密接に連携しつつ、必要に応じ現地訪問を行います。
環境省民間活動支援室	事業の方針の決定や進捗状況の監督等を行います。

10. 本事業に対する問合せ

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B1 階

環境パートナーシップオフィス [TEL:03-3406-5180](tel:03-3406-5180)、[FAX:03-3406-5064](tel:03-3406-5064) mail: kyoudou@geoc.jp

11. その他

本事業は、平成 25 年度当初予算が成立し、予算の示達がなされることが前提となるため、今後、内容の変更等がある場合があります。